

栃木県公報

平 成 25 年 3月29日(金) 号 外 第 34 号

]	次
1 8	Bil

規則

栃木県規則第十八号

平成二十五年三月二十九日県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則

り規則で定める県が管理する県道に設ける道路標識の寸法は、別表のとおりとする。県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成二十四年栃木県条例第五十五号)の規定によ

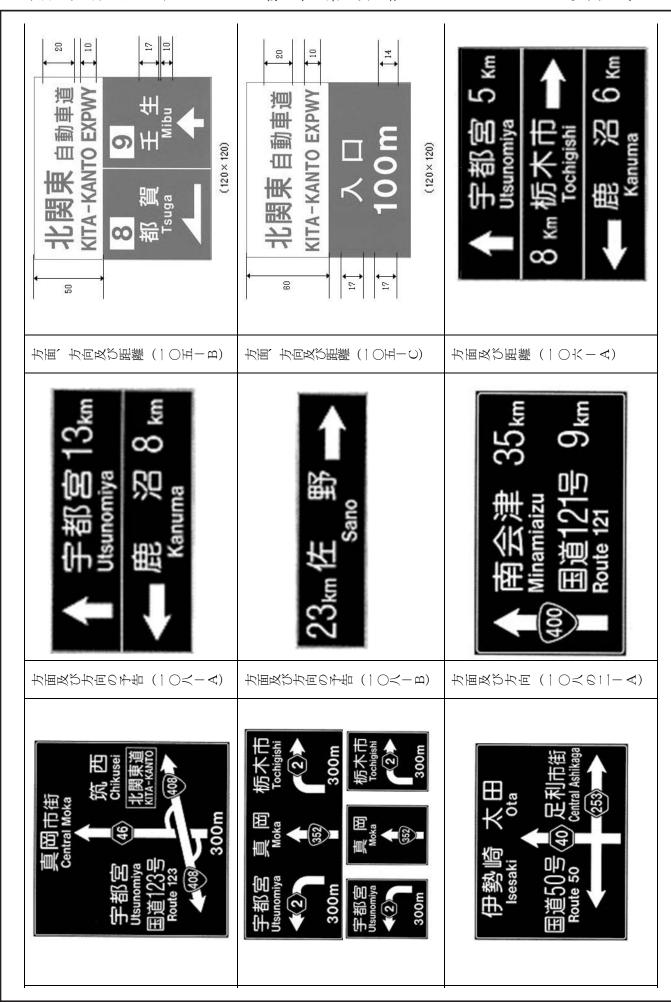
室 三

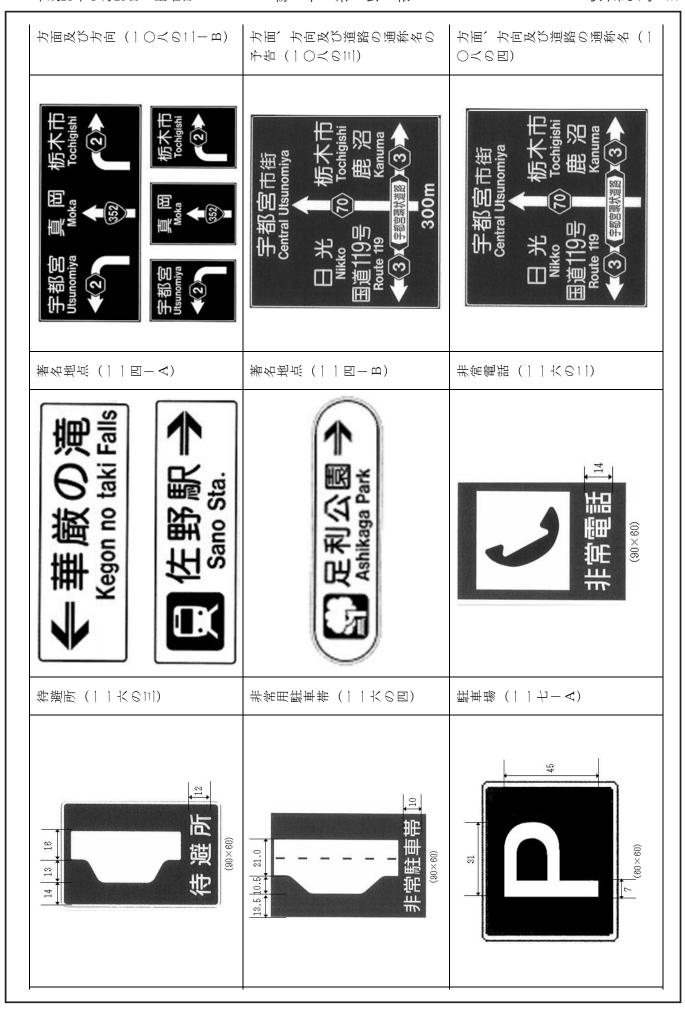
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

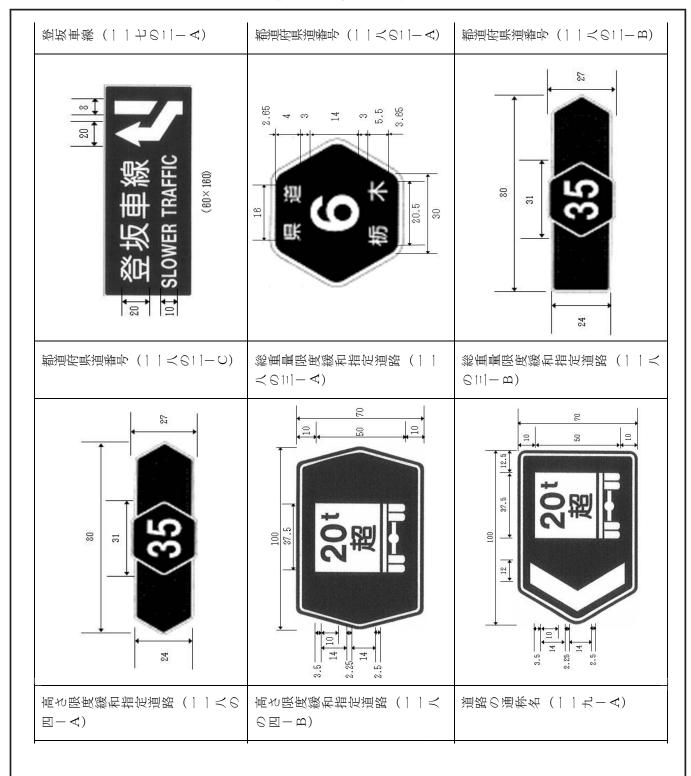
別表

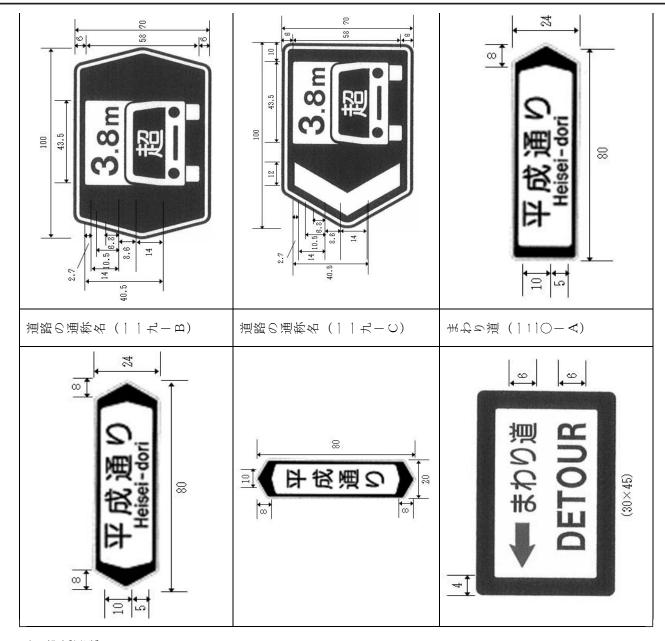
一 案内標識

市町村(1○1)	都府県(↑○11− A)	人口の方向(一〇三一人)
含 宇都宮市 Utsunomiya City		BD 日光宇都宮道路 120 XIIKKO-UTSUNOMIYA ROAD 110 110 110 110 110 110 110 110 110 11
入口の方向 (一〇三―B)	入口の予告 (一〇四)	方面、方向及び距離(一〇五-4)

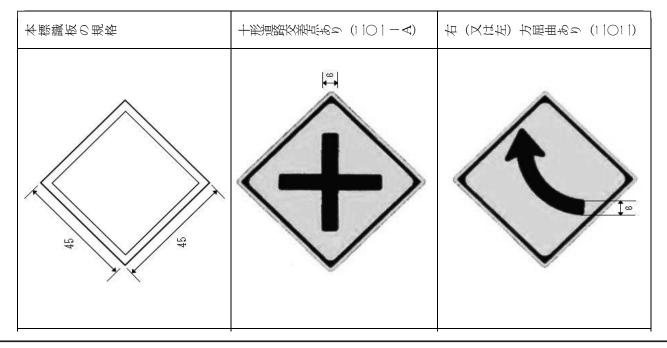








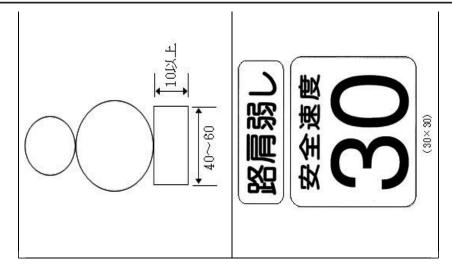
二 警戒標識



補助標識板の規格

信号機あり (11○八の11)	落石のおそれあり(110九の11)	路面凹凸あり(二〇九の三)
	24 S	
合流交通あり(二一○)	 	福 <u>减</u>
4.5		
1 方向交通 (1 1 6)		

注意事項(五一〇)



羅彬

- 土 本標識板(案内標識及び警戒標識の標示板をいう。)
 - 1 +#
 - 同じ。)を基準とする。
 イ 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下
 - 示する文字の字数の多少により図示の懐寸法を拡大し、又は縮小することができる。車専用道路という。)に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表口 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路(以下自動
 - る。
 、
 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができ
 - とができる。上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大するこ本専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以二 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が大十キロメートル毎時以上の自動
 - る。記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができた。自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す
 - 広大することができる。 大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれより特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(ホに規定するところにより図示の横寸法を拡(一二○− 4)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況に「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四− 4)」及び「まわり道へ」自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号(一一八の二の 4)」、
 - できる。 特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することがC)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況によりト 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号(一一八の二ーB・
 - は、縦寸法)を拡大することができる。する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(一一九-C)」を表示するものについてチ 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示
 - 二 文字等の大きさ等
 - イ

 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
 - B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四-A・四-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(一一日 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方

れぞれ拡大することができる。とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、その設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その二分の一の値)を基準

設計速度(単位 キロメートル)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
カ〇爻七	1110
四〇、五〇又は六〇	110
1102F	10

- は、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。標識については、矢印外の文字の大きさは、ロの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさい、「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内
- とする。
 「著名地点(一一四-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを標準
- 以下の大きさとする。 共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面及び方向」、「方面及び道路の通称名の予告」、ホ「下町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び正離、、「方面及び正
- する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。〈 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示
- ト縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

1 案内慄識

さとする。含さする。ときの二十分の一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太路の通称名」を表示するものについてはハミリメートル、その他のものについては日本字の大示するものについては十ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二ーB・U)」及び「道路(一一八の四-A・B)」を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線」を表ニーと)」、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道道(一二〇-B)」を表示するものについては九ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の漁(一二八の一路)」を表示するものについては九ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり

② 警戒標識

縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

- 2 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)
 - - イ 図示の寸法を基準とする。
 - ことができる。 ロ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小する

(道路保全課)